

食品安全委員会（第976回会合）議事概要

日 時:令和7年3月18日(火) 14:00~14:44
場 所:食品安全委員会大会議室
出席者:山本委員長ほか5名出席
傍聴者:一般11名

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する リスク管理機関からの説明について

- ・農薬 4品目
イソフェタミド
オキサゾスルフィル
ポリオキシシン複合体
メプロニル
- ・農薬及び動物用医薬品 2品目
オキシリニック酸
ブロフラニリド

→消費者庁から説明。

農薬「イソフェタミド」及び「ポリオキシシン複合体」並びに農薬及び動物用医薬品「ブロフラニリド」については、評価書の改訂を行わず、既存の評価結果を変更しないことから、意見・情報の募集は行わないこととし、以前の委員会で決定した評価結果と同じ結論、

「イソフェタミドの許容一日摂取量(ADI)を0.053 mg/kg 体重/日、急性参照用量(ARfD)を3 mg/kg 体重と設定する。」

「ポリオキシシン複合体のADIを2.5 mg/kg 体重/日と設定し、ARfDは設定する必要がないと判断した。」

「ブロフラニリドのADIを0.017 mg/kg 体重/日と設定し、ARfDは設定する必要がないと判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関(消費者庁)に通知することとなった。

農薬「オキサゾスルフィル」については、農薬第三専門調査会において、農薬「メプロニル」については、農薬第二専門調査会において審議することとなった。

農薬及び動物用医薬品「オキシリニック酸」については、専門調査会による調査審議を経ることなく、本委員会にて審議を行い、評価書を改訂することとなった。

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・プリオン「ベルギーから輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内

臓」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、プリオン専門調査会におけるものと同じ結論、
「ベルギーから輸入される牛の肉及び内臓の輸入条件について、①
月齢制限を現行の「輸入禁止」から「月齢条件なし」としたとしても、
人へのリスクは無視できると判断した。また、② SRM の範囲を現行の
「輸入禁止」から「全月齢の扁桃及び回腸、30 か月齢超の頭部並びに
脊髄及び脊柱」としたとしても、人へのリスクは無視できると判断し
た。ベルギーから輸入されるめん羊及び山羊の肉及び内臓の輸入条件
について、現行の「輸入禁止」から「SRM の範囲を、12 か月齢超の頭
部及び脊髄並びに全月齢の脾臓及び回腸とし、SRM を除去したもの」
としたとしても、人へのリスクは無視できると判断した」
との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知する
こととなった。

- ・プリオン「普通肥料の公定規格等の一部変更」に係る食品健康影響
評価について

→担当の山本委員長から説明。

本件については、プリオン専門調査会におけるものと同じ結論、
「牛等の特定部位等の肥料への混入防止及び牛等由来肥料の牛、め
ん羊、山羊及び鹿による摂取防止の確実な実施を前提とする限りにお
いては、当該肥料が人の健康に及ぼす影響が変わるものではない」
との審議結果が了承された。

さらに本件については、食品安全基本法第 11 条第 1 項第 2 号の「人
の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき」に該当す
ると認められるとともに、同規定に関するこれまでの取り扱いと同様に、
意見・情報の募集手続は行わないこととし、リスク管理機関（農
林水産省）に通知することとなった。

- ・食品衛生法第 13 条第 3 項の規定に基づき、人の健康を損なうおそ
れのないことが明らかであるものとして内閣総理大臣が定める物質
（対象外物質）「安息香酸」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集は行わないこととし、肥料・飼
料等専門調査会におけるものと同じ結論、

「安息香酸は、飼料添加物としての評価においては ADI を考慮する
必要は特段なく、飼料添加物として通常使用される限りにおいて、食
品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らか
であると考えた。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

- ・ 飼料添加物「安息香酸を有効成分とする飼料添加物」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集は行わないこととし、肥料・飼料等専門調査会におけるものと同じ結論、

「安息香酸が飼料添加物として適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えた。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

（３）令和７年度食品安全モニターの依頼について（報告）

→事務局から報告。

選考結果を踏まえ、令和７年度食品安全モニターの依頼手続を進めることとなった。